

出資等法人・指定管理者及び病院・診療所の扱い

1 出資等法人・指定管理者

(1) 出資等法人・指定管理者に関する規定

出資等法人や指定管理者については、いずれも法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。指定管理者が指定管理業務に伴って取扱う個人情報について、地方公共団体にとっての保有個人情報に該当する場合には、当該地方公共団体の機関において、法第76条その他の規定に基づく開示請求権の対象となる。

個人情報保護法以外の法令や契約、出資関係等に基づき、個人情報保護とは別の保護法益に照らして必要な措置を求めることは可能（法の規定に上乗せした運用を求めることは許容）

個人情報保護に関する条例において、行政機関等の個人情報の取扱いに係る法の規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは許容されない。

(2) 本市における対応

指定管理者における市の施設の指定管理に係る個人情報については、全て市の保有個人情報であることから、開示請求対応は市が行う。

出資に係る協定書、指定管理者募集要綱、指定管理者に係る契約書等において以下の運用を出資等法人及び指定管理者に求めることとする。

- 漏えい等の事案が発生した場合、個人情報保護委員会に報告するほか、市に報告を行い、市が必要と判断した対応（漏えい対象者が少数であっても本人に通知を行うことなど）を行うこと

現行の条例においては、指定管理者への措置の規定（条例第12条）、出資等法人等の講ずべき措置の規定（条例第50条）があるが、法の個人情報取扱事業者の規定が適用されることから、施行条例に指定管理者および出資等法人に関する規定は置かない。

2 病院・診療所

(1) 病院・診療所に関する規定

地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所については、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用されるものの、その他の個人情報の取扱いに関する規律については、個人情報取扱事業者と同様の規律が適用される。(ガイドライン 4-1-1 (6))

よって、本市の運営する病院及び診療所については「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報の適切な取扱いが必要となる。

(2) 本市における対応

本市が運営する病院・診療所に対しては、以下の内容等を含め、行政機関とは異なる対応を要することを周知する。

- ①利用目的の明示（ガイダンス P24）
- ②個人情報保護に関する規定の整備・公表（ガイダンス P36）
- ③漏えい事案が発生した場合の個人情報保護委員会への報告（ガイダンス P41）
- ④第三者提供に係る記録の作成・保存（ガイダンス P57）
- ⑤第三者提供を受ける場合の確認に係る記録の作成・保存

※ 市立病院以外に診療所として登録のある実施機関や委託先が存在するため、それらの機関に対しての周知については漏れのないように行う。

なお、公表の方法については、ホームページへの掲載、ポスターの掲示、パンフレット等の備置きなどが考えられる。